そのためには、消費者志向に沿った商品・役務を開発し、その魅力・強みを消費者に分かりやすく伝えることでブランド化を図り、効果的な販路の開拓を行うことが必要である。そのような観点から、生産者と小売事業者等の関係事業者間の連携を促すとともに、国、地方公共団体、関係団体、認定地域産業資源活用支援事業者等が連携し、外部の専門家等の知見も活用しつつ、地域産業資源活用事業に対して適切な支援を行うことが求められる。

その際、地域産業資源活用事業の促進を通じて地域産業の発展を実現するためには、地域産業資源が安定的かつ持続的に活用できる状況が確保される必要がある。例えば、農林水産物の生産者等の地域産業資源を提供する者と当該地域産業資源を活用する者が適切に連携を図る取組等を支援することにより、地域産業資源を核とした産業の持続的な発展を促進していくことが望ましい。

また、地域の幅広い関係者を巻き込み、地域産業資源の特徴をいかした商品・役務を開発し、地域ブランドに発展させていく取組を推進するための人材育成を行うことも重要である。

第2　地域産業資源の内容に関する事項

1　地域産業資源

地域産業資源は、個々の中小企業者や個人のみが有する経営資源の枠を超えて、地域の中小企業者に共有され、現に又は潜在的に活用可能であって、当該中小企業者の競争力強化の源泉となり得る資源である。

地域産業資源として特定され得るものは多岐に及ぶが、その本質的な価値は、当該地域産業資源の特徴として消費者等に蓄積されている認識等、目に見えない部分にある。農林水産物、鉱工業品、歴史的建造物等の有形のものである場合でも、それらの品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を地域の中小企業者が共通して活用できるからこそ、当該地域産業資源が地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得る。

また、第1で示したように、地域産業資源の価値は、それを活用した商品や役務を受け取る消費者等に認められることで実現するものであるため、他地域の商品や役務に用いられる同種の地域産業資源と比べて特徴的なものとして認識されていることが重要な要素となる。

2　地域産業資源の特定

都道府県は、次の(1)及び(2)の考え方を踏まえ、地域における中小企業者の事業活動を促進し、地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得るものとしてその活用を促進する意義を有すると考えられる地域産業資源を特定するとともに、当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域を併せて設定し、その内容を定める。

(1)　地域産業資源の属性

特定される地域産業資源は、次の①及び②の属性を有するものとする。

①　地域の中小企業者が現に又は潜在的に活用可能であり、その活用を促進することで当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動や当該事業と密接に関連する事業活動を促進する可能性が高いものであること。

可能性の程度については、当該地域における中小企業者の技術、設備、人員及び地域の業種構成や産業構造等を総合的に勘案して判断することとする。

②　当該地域産業資源が、他地域の同種の地域産業資源と比べて生産量、品質、機能、歴史的・文化的背景等の面で顕著な特徴を有しており、それによって消費者等に相当程度認識されているものであること。

認識の程度については、地域産業資源を特定する段階としては、次のイからニまでのいずれかに該当する程度の周知度が求められる。

イ　国の法令又は都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例、基本計画その他これらに準ずるものに基づく指定等により広く一般に知らされていること。

ロ　新聞・雑誌（都道府県内に広く流通しているもの）、専門誌（当該地域産業資源に関連するもの）、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体で複数回紹介されていること。

ハ　当該地域産業資源活用事業の活動が見込まれるものとして、都道府県等が都道府県内に広く流通する公的な媒体を用いて情報提供を行っていること。

ニ　都道府県内における消費者又は流通業者等に対する調査等により、当該地域の特徴的なものとして認知されていると判断されるものであること。

(2)　地域産業資源に係る地域

当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域は、地理的連続性、地域内での継続的取引の存在、行政単位等の観点を総合的に勘案して判断することとし、基本的に単数又は複数の市町村を単位として設定されるものとする。

3　地域産業資源の内容を定める際の留意事項

都道府県は、地域産業資源の内容を定めるに当たり、次の(1)から(4)までに掲げる事項に留意することが求められる。

(1)　明確性

地域産業資源の内容については、中小企業者が明確に認識できるよう、品目及び地域の範囲ができる限り具体的に示されることが必要である。

(2)　市町村からの申出があった場合の対応及び関係団体等からの意見聴取

市町村が法第四条第二項に規定する意見の申出を行った場合には、都道府県は、当該申出の内容に特に配慮し、当該意見に沿って地域産業資源の内容を定めるよう努めることが必要である。

また、都道府県が地域産業資源の内容を定める過程においては、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、農業協同組合、観光協会等の地域の関係団体等の意見を聴取し、それらを十分反映するよう努めることが必要である。

(3)　地域産業資源活用事業の成果等を踏まえた適時・適切な見直しの実施

地域産業資源の内容については、中小企業者による当該地域産業資源の活用実態や、新たな地域産業資源に関する研究開発の成果等に応じて、機動的に見直し、充実を図っていくことが必要である。

他方、いったん定めた地域産業資源について、中小企業者による活用が行われず、以後も活用が見込まれないような場合には、当該地域産業資源について定めた内容を削除することが適当である場合も考えられる。

適時・適切な見直しを行わず、過度に多大な地域産業資源について内容を定めることは、地域産業資源全体のブランド力の低減につながることにも留意が必要である。

(4)　地域産業資源の積極的発信

地域産業資源を活用した商品・役務の付加価値を高め、販路を広げていくためには、地域産業資源の固有の価値が市場に認知されることが必要である。

そのためには、都道府県が市町村、地域の関係団体等とも連携しながら、その定めた地域産業資源の価値について、積極的に情報発信を行うことが求められる。その際、効果的な情報発信を行うためには、域外の有識者等の意見も聴取し、地域産業資源の価値を客観的に伝えていくことが重要である。

4　都道府県及び市町村の施策体系における位置付け

地域において、地域産業資源の活用が中長期的かつ持続的に図られるためには、当該地域産業資源の活用の促進に関する施策が、都道府県及び市町村の施策体系の中にも明確に位置付けられることが重要である。具体的には、都道府県及び市町村の基本計画や各分野における施策方針等においてもこれら地域産業資源の活用の促進や持続的活用への配慮が関連付けられていくことが期待される。